特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険資格・給付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

池田町長

公表日

平成31年4月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、池田町国民健康保険被保険者の資格管理、保険給付の事務を行う。 1.資格管理事務 ①住民基本台帳情報や適用除外用件等の確認による池田町国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 2.保険給付事務 ①高齢受給者証の負担割合の決定及び受給者証の交付。 ②高額療養費、療養費、移送費の認定及び支給。 ③限度額認定証等の交付。 ④特定疾病療養に係る認定、受療証の交付。 ⑤高額介護合算療養費の支給。 ⑥療養費、移送費の支給。 ⑥療養費、移送費の支給。 ②出産育児一時金の支給。 ⑧葬祭費の支給。 ⑨他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑩一部負担金の減免申請による審査・決定。 ①福井県国民健康保険団体連合会と被保険者情報の授受を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付管理システム 3. 宛名・住登外システム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)国民健康保険個人資格情 (2)国民健康保険給付履歴フ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	【情報照会】情報照会者が「市町村長」のうち、事務に「保険給付の支給」が含まれる項:番号法第19条第7項 別表第二42、43項 【情報提供】情報提供者が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち特定個人情報に「医療保険給付」が含まれる項:番号法第19条第7項 別表第二1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106項 情報提供者が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち特定個人情報に「他の法律による医療に関する給付」が含まれる項:9、12、15、17、22、88、97、109、120
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉課

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒910-2512 福井県今立郡池田町薮田第5号3番地1 池田町役場 保健福祉課 0778-44-8000

g 特定個人情報ファイルの取扱いに関する関会せ

連絡先	〒910-2512 福井県今立郡池田町薮田第5号3番地1 池田町役場 保健福祉課 0778-44-8000		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点			
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)	500人未満
いつ時点の計数か		平成	31年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2)	発生なし

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	呆護評価	書の種類					
[基礎	項目評価	<u> </u>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(帽	報提供才	ットワークシステ	ムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワーク	システムを通じ				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの	接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 非常がまされている			
不正な提供が行われるリスク				3) 課題が残されている			
への対策は十分か	[十分である]	3) 味良が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
への対策は十分か	-	十分である 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			
への対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・消 特定個人情報の漏えい・滅失・	法]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			
への対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・消費を受ける。 特定個人情報の漏えい・滅失・ 投資リスクへの対策は十分か	括去]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			
への対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・消費を関係を表現している。 特定個人情報の漏えい・減失・ では、	结去 [[O]	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ-1、Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年9月30日	平成31年4月1日	事前	
	Ⅳ リスク対策	-	(項目内容追加)	事後	